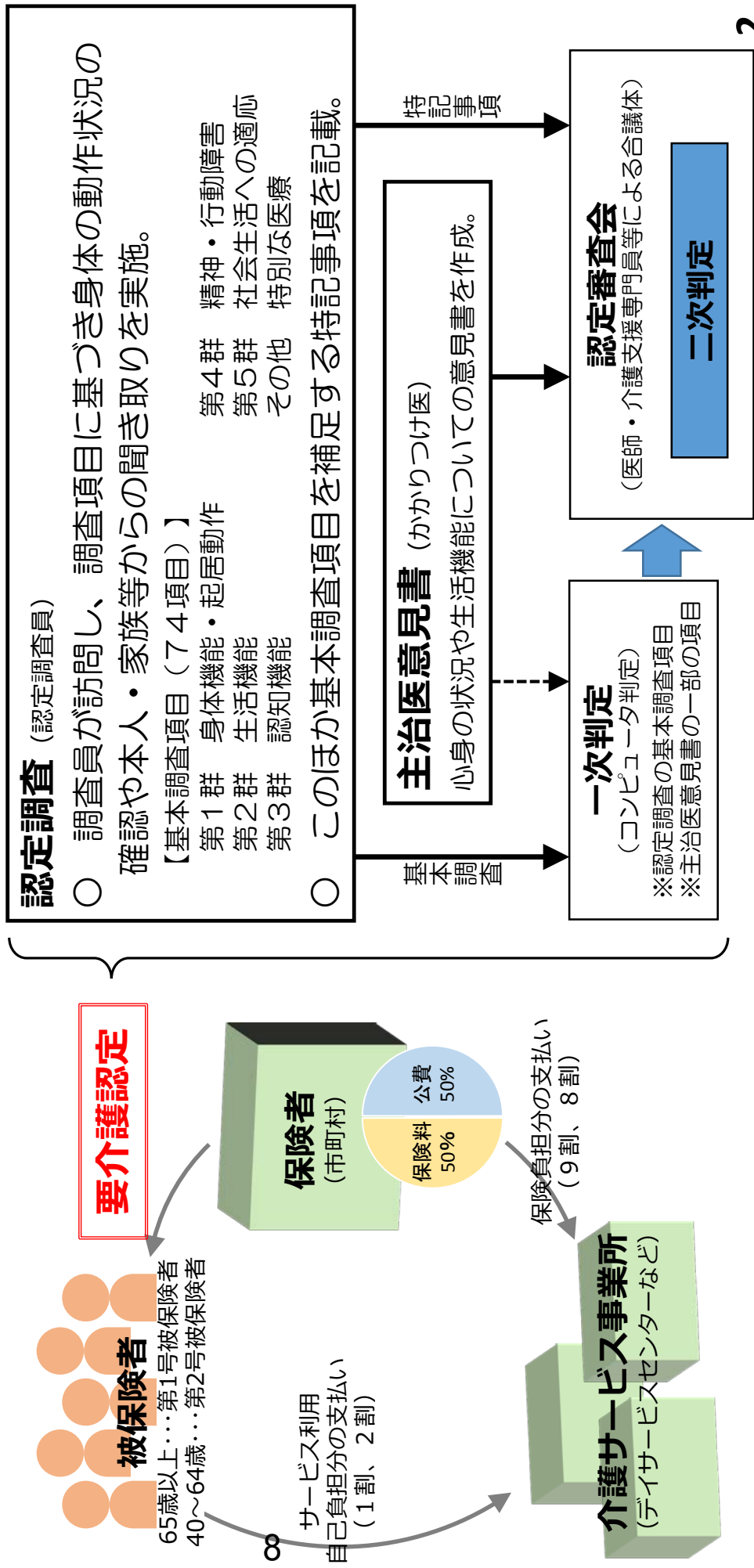


介護保険制度の仕組みと要介護認定

- 介護保険制度では、保険給付を受けるには要支援・要介護認定を受ける必要がある。
- 認定は「認定調査」と「主治医意見書」による情報をもとに行われる。



認定調査の調査員

- 認定調査は市町村職員が行う。【法第27条第2項ほか】
- 要介護認定の更新申請・要介護度の更新申請に係る認定調査は委託が可能。【法第28条第5項ほか】
この場合の認定調査は、次の事業所・施設に委託して所属する介護支援専門員が実施するか、これらの事業所等に所属しない個人の介護支援専門員に委託して実施する。
 - ・ 指定居宅介護支援事業者
 - ・ 地域包括支援センター
 - ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - ・ 指定介護老人福祉施設
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護医療院
- 指定市町村事務受託法人には、新規・更新・変更の調査を委託が可能。【法第24条の2第1項第2号】
この場合の認定調査は、事務受託法人に所属する介護支援専門員が実施する。

調査の実施者	新規申請	更新申請	変更申請	調査員の資格
市町村	○	○	○	(特段の規定なし)
委託の受託者	×	○	○	介護支援専門員 【法第28条第6項ほか】
指定市町村事務受託法人	○	○	○	介護支援専門員 【法第24条の2第2項】

介護支援専門員の業務

介護支援専門員は、要介護者等が心身の状況等に応じた適切な介護サービスを利用できるよう、サービスの利用計画（ケアプラン）の作成や介護サービスの事業者等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識および技術を有するもの。

＜介護支援専門員が指定等基準において必要とされる介護サービスと役割＞

サービス名	当該サービスにおける介護支援専門員の役割
○ 居宅介護支援	利用者の心身の状況等をもとに目標を定め、利用するサービスの検討とケアプランを作成するとともに、介護サービス事業者等との連絡調整を行う。
○ 小規模多機能型居宅介護	
○ 看護小規模多機能型居宅介護	
○ 特定施設入居者生活介護	入居者の心身の状況等をもとに目標を定め、施設内において提供するサービス内容を定める。
○ 介護老人福祉施設	
○ 介護老人保健施設	
○ 介護療養型医療施設 など	

→ **介護支援専門員の資格取得者は、これらのサービス（役割）に従事することを目的としているため、事務受託法人による「認定調査のための介護支援専門員」の人材募集は申し込みの可能性が低い。**

※ 事務受託法人は原則として介護サービスの運営ができないため、認定調査のためだけに介護支援専門員を確保する必要がある。